

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（東日本大震災農山漁村活性化施設復興等事業）実施要領の制定について

〔 23農振第1922号
平成23年11月21日
農村振興局長 通知 〕

平成23年度補正予算（第3号）の成立に伴い、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱（平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知）第12に基づき、別紙のとおり、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（東日本大震災農山漁村活性化施設復興等事業）実施要領を定めたので、御了知の上、本事業の円滑かつ適切な実施に努められたい。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(東日本大震災農山漁村活性化施設復興等事業) 実 施 要 領

第 1 趣旨

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（東日本大震災農山漁村活性化施設復興等事業）は、東日本大震災に対する特別措置として、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等に係る事業（別紙1に掲げる事業をいう。以下同じ。）により整備された施設等を復旧し、その機能の回復を図るとともに、被災した市町村等が被災地域の復興に向けて、被災地域及びその他の地域と協力し、農山漁村の再生のための整備、地域資源等を活用した整備、更には安心・安全な農山漁村地域への定住及び交流等を促進するための施設の整備、補強、機能強化等（以下「整備等」という。）を図るために実施するものである。

第 2 対象施設

本事業の対象とする施設（以下「対象施設」という。）は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等に係る事業により整備された施設及び現に活性化計画（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号。以下「法」という。）第5第1項に規定する活性化計画をいう。）に位置づけられた施設（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第2条第1項から第4項までに規定する施設を除く。）のほか、活性化計画を作成する都道府県又は市町村（以下「計画主体」という。）が、第1の趣旨を踏まえ、東日本大震災からの復旧・復興を図る観点から本事業の実施による整備等を要すると認めたものとする。

第 3 事業実施内容

1 被災施設等の復旧・復興等事業

(1) 本事業は、東日本大震災において被災した施設等の整備（原則として、原形に復旧するものをいい、原形への復旧が著しく困難又は不適當な場合にあつては、原形への復旧に代わる改修及び整備をいう。以下同じ。）であつて、一箇所又は一施設の工事の費用が40万円以上のものに限るものとする。

なお、対象施設における残存物件の取壊しに要する費用、整地費、排土費等は、附帯工事費として工事の費用に算入できるものとする。

(2) (1)の事業と併せ行う場合であつて、計画主体が特に認める場合には、新たに調達が必要になった附帯施設、生産資材等を交付対象とすることができるものとする。

(3) (1) の「原形に復旧するもの」とは、対象施設を被災前の位置において、被災前と等しい形状、寸法及び材質の施設に復旧するものをいう。

(4) (1) の「原形への復旧に代わる改修及び整備」とは、次に掲げる行為をいう。

- ① 地形若しくは地盤が変動した場合又は対象施設の撤去が困難な場合において、被災前の当該対象施設と同様の効果又は機能を発揮するために必要最小限度において位置、形状若しくは寸法を変更し、材質を改良し、又は排水工、山留工等を設けて工事を施工すること。
- ② 対象施設の主要な構造物に折損、傾斜等が生じた場合又は浸水等により立地条件が悪化した場合において、補強又は耐水工法の採用等により工事を施工すること。
- ③ 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他建築物に関する法令の規定を遵守するために必要な最小限度の工事を施工すること。
- ④ その他、被災施設の改修及び整備であって、東日本大震災からの被災地域の復旧・復興に必要なもの。

2 活性化施設等に係る被災防止対策事業

本事業は、活性化施設等（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱（平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表に掲げる事業名が対象とする施設等をいう。以下同じ。）のうち、地域の身近な公共施設として日頃から地域の集会施設として活用され、また、災害時等の避難場所として活用されるなど、人命に多大な影響を及ぼすおそれのある施設の整備、補強、機能強化等とする。

第4 事業実施区域

本事業の実施区域は、別途通知する。

第5 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、実施要綱第3の2の（1）に定める者とする。

第6 活性化計画の添付書類等

- 1 計画主体は、本事業を実施しようとするときは、活性化計画に実施要綱第4の1に定める活性化計画の添付書類を添付し、当該都道府県又は市町村の区域を管轄する地方農政局長等（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）を経由して、農林水産大臣に提出するものとする。

なお、計画主体は、活性化計画及び添付書類の提出と併せて、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱（平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第7に定めるところにより、交付申請書を提

出することができるものとする。

- 2 農林水産大臣は、1の規定により活性化計画及び添付書類の提出があったときは、その内容を審査し、法第6条第2項の規定による交付金の交付対象となる活性化計画の決定を行い、その旨を地方農政局長等を経由して、計画主体に対して通知するものとする。
- 3 交付対象となる活性化計画の決定の通知を受けた計画主体は、遅滞なく、都道府県にあっては関係市町村（都道府県と共同して当該活性化計画を作成した市町村を除く。）に、市町村（都道府県と共同して当該活性化計画を作成した市町村を除く。）にあっては都道府県に、その旨を通知するものとする。

第7 活性化計画及び交付対象事業別概要の変更

計画主体は、第6の2の規定により決定を受けた活性化計画について、区域及び目標の変更、廃止及び追加（活性化計画の目標にあっては、事業活用活性化計画目標の変更等を伴わない場合を除く。）並びに交付限度額（第3の1及び2に定める事業の事業費ごとに第9の3の交付額算定交付率を乗じた額の合計額）の増加を行う場合には、変更後の活性化計画及び添付書類を農林水産大臣に提出しなければならない。この場合、第6の1及び2の規定を準用するものとする。

第8 年度別事業実施計画

- 1 計画主体は、交付対象事業の実施期間が複数年に及ぶ場合にあっては、毎年度、実施要綱第5の1に定める年度別事業実施計画を作成し、これを地方農政局長等を経由して農林水産大臣に提出するものとする。
- 2 年度別事業実施計画は、交付対象事業の実施期間の間、原則として、各年度の前年度の2月15日までに提出するものとする。

第9 国の助成等

- 1 国は、第6の2の規定により、交付対象として決定された活性化計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、計画主体に対し、予算の範囲内で、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（交付要綱第1に規定する農山漁村活性化プロジェクト支援交付金をいう。以下同じ。）を交付することができる。
- 2 交付金の交付の手続は、交付要綱に定めるところによるものとする。

3 交付金の交付額を算定するための交付率は、以下のとおりとする。

(1) 第3の1に掲げる事業にあつては、2分の1の交付額算定交付率とする。

(2) 第3の2に掲げる事業にあつては、交付要綱の別表の交付額算定交付率の欄に掲げる率とする。

4 経費の配分及び調整

計画主体は、交付限度額の範囲内で、交付対象事業別概要に掲げられた交付対象事業間で、経費の配分及び調整を行うことができるものとする。

5 創意工夫発揮事業

(1) 国は、第3に掲げる事業と一体となって活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標の達成に真に必要な事業（実施要綱別表事業名の欄に掲げる創意工夫発揮事業をいう。）を交付対象とすることができるものとする。

(2) 創意工夫発揮事業に係る交付限度額は、当該年度における都道府県ごとの活性化計画に係る交付限度額の合計の2割を上限とするものとする。

6 農山漁村活性化施設整備附帯事業

(1) 国は、第3に掲げる事業及び創意工夫発揮事業の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる企画、調整及び調査活動並びに実践的知識及び技術の習得活動等に必要となる事務（実施要綱別表事業名の欄に掲げる農山漁村活性化施設整備附帯事業をいう。）を交付対象とすることができるものとする。

(2) 農山漁村活性化施設整備附帯事業に係る交付限度額は、当該年度における都道府県ごとの活性化計画に係る交付限度額の合計の1割を上限とするものとする。

第10 事業実施後の措置

1 施設等の適切な運営

計画主体は、交付対象事業の効果が十分に発現しているかどうかについて、的確に把握するものとする。施設等の利用計画に対する利用実績等が3年間継続して70%未満である場合、計画主体は、その要因を分析し、計画主体が事業実施主体でない場合には、事業実施主体に対しその施設等の運営方法や利用形態等の改善について指導し、必要に応じて、当該施設等の利用に係る計画の変更等の所要の手続を行うものとする。

2 完了報告

(1) 計画主体は、交付対象事業の全てが完了したときは、実施要綱第7の2の(1)に基づき、その旨を農林水産大臣に報告するものとする。

(2)(1)の規定により、農林水産大臣に行う報告は、地方農政局長等を経由して、報告するものとする。

第11 事後評価等

交付対象事業に係る事後評価等は、実施要綱第8に定めるところによるものとする。

第12 交付金交付決定前の着工

第6に定める活性化計画及び添付書類の提出と併せて交付申請書を提出しない場合であって、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付決定の前に本事業の着工をする必要がある場合の手続は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領（平成19年8月1日付け19企第101号農林水産大臣官房長通知）第10に定めるところによるものとする。

附 則

この通知は、平成23年11月21日から施行する。

別紙 1

「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等」対象事業

- 1 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱（平成19年8月1日付け19企第100号）農林水産事務次官依命通知）に基づいて行った事業

- 2 以下の通知に基づいて行った事業
 - (1) 振興山村農林漁業特別開発事業実施要領について（昭和41年7月4日付け41農政A第1252号農林事務次官依命通達）
 - (2) 山村開発センター設置事業実施要領の制定について（昭和45年6月30日付け45農政第3068号農林事務次官依命通達）
 - (3) 山村地域農林漁業特別対策事業実施要領について（昭和47年9月1日付け47農政第3845号農林事務次官依命通達）
 - (4) 農村地域工業導入特別対策事業実施要綱について（昭和48年7月26日付け48構改B第1956号農林事務次官依命通達）
 - (5) 特定農山村振興特別対策事業実施要領について（昭和50年6月25日付け50構改B第1068号農林事務次官依命通達）
 - (6) 出稼農業者就業改善対策事業実施要領について（昭和50年7月31日付け50構改B第1347号農林事務次官依命通達）
 - (7) 山村地域農林漁業特別対策緊急補足整備事業実施要領について（昭和53年5月31日付け53構改B第923号農林事務次官依命通達）
 - (8) 山村地域集落環境整備等緊急対策事業実施要領について（昭和54年5月15日付け54構改B 686号農林水産事務次官依命通達）
 - (9) 農村地域定住促進対策事業実施要領について（昭和54年6月5日付け54構改B第851号農林水産事務次官依命通達）
 - (10) 第三期山村振興農林漁業対策事業実施要領について（昭和54年9月1日付け54構改B第1397号農林水産事務次官依命通達）
 - (11) 新農村地域定住促進対策事業実施要領について（昭和59年8月15日付け59構改B第1202号農林水産事務次官依命通達）
 - (12) 農山村地域活性化緊急対策事業実施要領について（昭和62年9月8日付け62構改B第891号農林水産事務次官依命通達）
 - (13) ふるさと振興・高齢者生きがいパイロット事業実施要領について（昭和63年7月22日付け63構改B第375号農林水産事務次官依命通達）
 - (14) 農村地域わかもの定住圏等創造事業実施要領について（平成2年8月1日付け2構改B第761号農林水産事務次官依命通達）
 - (15) 農村地域ふるさと生活圏整備事業実施要領について（平成3年4月11日付け3構改

- B第363号農林水産事務次官依命通達)
- (16) 農山漁村活性化定住圏創造事業実施要領について（平成4年4月9日付け4構改B第360号農林水産事務次官依命通達）
 - (17) 新山村振興農林漁業対策事業実施要領について（平成4年4月9日付け4構改B第362号農林水産事務次官依命通達）
 - (18) 美しいむらづくりモデル地区整備事業実施要領の制定について（平成4年4月9日付け4構改B第388号構造改善局長通達）
 - (19) 中山間集落機能強化等促進事業実施要領について（平成5年4月1日付け5構改B第417号農林水産事務次官依命通達）
 - (20) 山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領の制定について（平成7年2月9日付け7構改B第129号農林水産事務次官依命通達）
 - (21) 中山間地域資源活用整備事業実施要領の制定について（平成7年11月13日付け7構改B第1035号農林水産事務次官依命通達）
 - (22) 農山漁村高齢者生きがい発揮促進事業実施要領の制定について（平成8年5月10日付け8構改B第341号農林水産事務次官依命通達）
 - (23) 田園地域マルチメディアモデル整備事業実施要綱の制定について（平成9年4月1日付け9構改D第155号農林水産事務次官依命通達）
 - (24) ふるさと水と土ふれあい事業実施要領の制定について（平成9年4月1日付け9構改D第183号農村振興局長通知）
 - (25) 美しいむらづくりモデル地区特別整備事業実施要領の制定について（平成9年4月1日付け9構改B第241号農林水産省構造改善局長通達）
 - (26) やまびこ学園交流体験実践モデル事業実施要領の制定について（平成9年4月1日付け9構改B第299号農林水産事務次官依命通達）
 - (27) 田園空間型グリーン・ツーリズム整備事業実施要領の制定について（平成10年12月11日付け10構改B第1172号農林水産事務次官依命通達）
 - (28) 農山村地域就業機会創出緊急特別対策事業実施要領の制定について（平成10年12月16日付け10構改B第1164号農林水産事務次官依命通達）
 - (29) 中山間地域農地保全緊急体制整備事業実施要領の制定について（平成10年12月16日付け10構改B第1167号農林水産事務次官依命通達）
 - (30) 新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領の制定について（平成11年3月19日付け11構改B第322号農林水産事務次官依命通知）
 - (31) 遊休農地解消総合対策事業実施要領の制定について（平成12年4月1日付け12構改B第313号農林水産事務次官依命通知）
 - (32) やすらぎの交流空間整備事業実施要領の制定について（平成12年11月22日付け12構改B第1122号構造改善局長通知）
 - (33) 棚田地域等保全整備事業実施要領の制定について（平成12年11月22日付け12構改D

第902号農村振興局長通知)

- (34) 地域資源活用ふれあい交流空間整備事業実施要領の制定について（平成14年3月29日付け13農振第3177号農村振興局長通知)
 - (35) 都市農村ふれあい農村整備事業実施要領の制定について（平成14年3月29日付け13農振第3552号農村振興局長通知)
 - (36) 里地棚田保全整備事業実施要領の制定について（平成15年4月1日付け14農振第2425号農村振興局長通知)
 - (37) やすらぎ空間整備事業実施要領の制定について（平成15年4月1日付け14農振第2754号農村振興局長通知)
 - (38) 田園自然環境保全整備事業実施要領の制定について（平成16年3月30日付け15農振第2630号農村振興局長通知)
- 3 農村振興総合整備事業等実施要綱の制定について（平成13年3月30日付け12農振第1963号農林水産事務次官依命通達）に基づいて行った農村振興地域情報基盤整備事業
- 4 農村振興支援総合対策事業実施要綱の制定について（平成15年4月1日付け14農振第2447号農林水産事務次官依命通達）に基づいて行った情報基盤整備事業
- 5 元気な地域づくり交付金実施要綱の制定について（平成17年4月1日付け16農振第2364号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行った事業（都市農業振興条件整備を除く。）
- 6 第2次林業構造改善事業促進対策要綱および第2次林業構造改善事業促進対策補助対象事業実施基準について(昭和47年8月25日付け47林野組第106号農林事務次官通達)に基づいて行った森林総合利用促進事業
- 7 林業村落振興緊急対策事業実施要綱の制定について(昭和54年5月10日付け54林野組第61号農林水産事務次官通達)に基づいて行った林業体験施設整備事業、学習林等施設整備事業、林業体験施設整備事業、観光林業等施設整備事業、郷土文化伝習施設整備事業、山村広場整備事業及び緑地休養施設整備事業
- 8 林業構造改善村落特別対策事業実施要領の制定について(昭和55年5月12日付け55林野組第72号農林水産事務次官)に基づいて行った資源有効利用施設等整備事業
- 9 新林業構造改善事業促進対策要綱の制定について(昭和55年6月30日付け55林野組第137号農林水産事務次官依命通達)に基づいて行った森林総合利用促進事業、林業環境

整備事業及び広域森林総合利用促進事業

- 10 山村・森林地域活性化緊急特別対策事業実施要領の制定について(平成元年3月7日付け元林野組第9号)に基づいて行った森林総合活用事業
- 11 総合型林業構造改善事業実施要領の制定について(平成2年6月18日付け2林野組第91号農林水産事務次官依命通達)に基づいて行った生活環境施設整備事業及び森林活用環境施設事業
- 12 資源活用型林業構造改善事業実施要領の制定について(平成2年6月18日付け2林野組第93号農林水産事務次官依命通達)に基づいて行った森林体験・交流施設整備事業
- 13 地域活性化型林業構造改善事業実施要領の制定について(平成2年6月18日付け2林野組第94号農林水産事務次官依命通達)に基づいて行った森林体験・交流施設整備事業
- 14 美しいむらづくりモデル事業実施要領の制定について(平成4年4月15日付け4林野組第58号林野庁長官通達)に基づいて行った緑地利用ふれあい施設整備事業
- 15 林業山村活力増進モデル事業実施要領の制定について(平成4年4月15日付け4林野組第59号林野庁長官通達)に基づいて行った森林体験・交流促進施設整備事業及び生活環境施設整備事業
- 16 担い手育成型林業構造改善事業実施要領の制定について(平成8年5月10日付け8林野組第37号農林水産事務次官依命通知)に基づいて行った生活環境施設整備事業
- 17 森林活用型林業構造改善事業実施要領の制定について(平成8年5月10日付け8林野組第39号農林水産事務次官依命通知)に基づいて行った森林空間活用施設整備事業
- 18 林業生産流通総合対策事業実施要領(平成10年4月8日付け10林野政第241号農林水産事務次官依命通知)に基づいて行ったむらづくり維新森林・山村・都市共生事業、青少年等交流促進施設整備事業及び森林空間活用施設
- 19 強い林業・木材産業づくり交付金事業実施要領(平成17年3月30日付け16林政経第198号林野庁長官通知)に基づいて行った森林空間活用施設整備

- 20 森林づくり交付金事業実施要領（平成17年3月23日付け16林整計第362号林野庁長官通知）に基づいて行った森林地域環境の整備
- 21 水産業振興総合対策事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行った新漁村コミュニティ基盤整備事業
- 22 強い水産業づくり交付金実施要綱（平成17年3月23日付け16水港第3235号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行った漁村コミュニティ基盤整備
- 23 農村振興総合整備事業等実施要綱（平成13年3月30日付け12農振第1963号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行った事業
- 24 中山間地域総合整備事業実施要綱（平成2年8月1日付け2構改D第475号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行った事業
- 25 美しい村づくり総合整備事業実施要綱（平成16年3月30日付け15農振第2547号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行った事業
- 26 村づくり交付金実施要綱（平成16年3月30日付け15農振第2551号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行った事業
- 27 田園整備事業実施要綱（平成10年12月11日付け10構改D第691号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行った事業
- 28 地域用水環境整備事業実施要綱（平成12年3月24日付け12構改D第268号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行った事業
- 29 広域連携共生・対流等対策交付金実施要綱（平成19年4月2日付け18農振第2119号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行った事業

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（東日本大震災農山漁村活性化施設復興等事業）実施要領第4の事業実施区域について

23農振第1922号
平成23年11月21日
農村振興局長 通知

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(東日本大震災農山漁村活性化施設復興等事業)
(平成23年11月21日付け農村振興局長通知。以下「活性化施設復興等実施要領」という。)
をもって実施する農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等に係る事業により導入された
施設等の復興整備に関して、活性化施設復興等実施要領第4の事業実施区域は、下記のと
おりとする。

記

活性化施設復興等実施要領第4の事業実施区域は、東日本大震災による農地・農業用
施設等の被害報告のあった15県内とする。

※農地・農業用施設等の被害報告のあった15県内

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、
埼玉県、千葉県、神奈川県、長野県、静岡県、新潟県